

令和7年度第5回三春町農業委員会議事録

- 1 令和7年7月15日（火）午後3時15分より三春町役場2階大会議室において令和7年度第5回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 13名
 - 1番 大津早苗 2番 佐藤一八 3番 増子義男
 - 4番 橋本文夫 5番 八木沼孫一 6番 武内徹
 - 7番 新田俊男 8番 門馬稔治 9番 大内昌子
 - 10番 佐久間稔 11番 渡辺良一 12番 渡邊重吉
 - 13番 影山忠夫
- 3 欠席委員
なし
- 4 推進委員 13名
 - 1番 山口裕一 2番 遠藤毅 3番 佐久間喜栄
 - 4番 佐久間正光 5番 佐藤義朗 6番 大内忠一
 - 7番 内藤保次 8番 増子智 9番 渡辺勉
 - 10番 本田俊和 11番 本田儀勇 12番 新田善一
 - 13番 渡邊源一
- 4 事務局からの出席者 3名
事務局長：遠藤 晃
事務局次長：近内信二
事務局主査：本田 侑
- 5 審議案件
 - 議案第26号 現況確認証明申請について
 - 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第29号 三春町農用地利用集積計画について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。
 - 7番 新田俊男 委員
 - 8番 門馬稔治 委員

8 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。
会長の議長でよろしくお願いいたします。

議案第26号 現況確認証明申請について

議長： 「議案第26号 現況確認証明申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。

場所は、下舞木地内下舞木2区集会所から東へ350mのところ、舞木駅から北に1.2kmのところでは。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした3番増子委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 3番 増子義男委員、現地調査報告

委員： 7月2日午前9時から、影山農業委員、増子推進委員及び事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、すでに庭園の一部となっており農地として機能していないことから、非農地証明の対象と判断されます。
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議長： 続いてNo.2について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。

場所は、実沢地内沢石5区集会所から南西へ140mのところと、270mのところ、350mのところでは。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした10番佐久間委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 10番 佐久間 稔 委員、現地調査報告

委員： 7月9日午後1時から、佐久間喜栄推進委員、佐久間正光推進委員、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、周囲の山林と一体となっているような状態でした。大きな機械も入ることが出来ず今後農地に戻すことは困難であるため、非農地証明の対象と判断されます。
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議長： 続いてNo.3について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、実沢地内沢石5区集会所から南へ700mのところ です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした2番佐藤委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 2番 佐藤一八 委員、現地調査報告

委員： 7月8日午後3時から、八木沼農業委員、新田推進委員、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、長らく耕作されている様子は無く、周囲の竹に浸食されている状況であり、今後農地として活用する見込みもないことから非農地証明の対象と判断されます。
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No.1 と No.2 について、申請人である小山茂氏の死亡により申請取下げの申し出がありましたので、取下げることといたします。

議 長： 続いて、No.3 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。

場所は、実沢地内沢石 5 区集会所から南へ 700 m のところです。

事務局： （議案説明）

議 長： 現地調査をした 10 番佐久間委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 10 番 佐久間 稔 委員、現地調査報告

委 員： 7 月 9 日午後 1 時 30 分から、佐久間喜栄推進委員、佐久間正光推進委員、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、現在は作付けされておりましたが、譲受人も農業に従事し適正に管理することとしていることから許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

7 番委員： 新規参入ということだが、この規模で生活は成り立つのか。

事務局： 元々、親の手伝いとして二十数年農業に従事してきており、今回は初めて自分名義の農地として取得するものです。生活はこれまでも成り立っています。

議 長： そのほか、質問・意見はございませんか。

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。
場所は鷹巣地内三春そば遊膳たむら屋から南西へ500mのところでは。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした12番渡邊委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 12番 渡邊重吉 委員、現地調査報告

委員： 7月1日午前9時15分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地については、北側を公衆用道路、その他を農地に囲まれています。
農地については、本申請により日照が遮られることは無く、通風にも影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われます。
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いてNo.2について、事務局の説明を求めます。

議長： なお、本議案は10番佐久間委員に関わる議案となっておりますので、佐久間委員は退出願います。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請により、農地を青石発電所への進入道路に転用しようとするものです。
場所は、青石地内青石発電所北側隣接のところでは。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした11番渡辺委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 11番 渡辺良一 委員、現地調査報告

- 委員： 7月9日午前9時15分から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地のうち、16番地の1、20番地、26番地の1については、北側及び西側を田、東側を山林、南側を雑種地に囲まれています。
33番地は北側及び西側を原野、東側を山林、南側を田に囲まれています。
37番地の1、43番地、45番地の1はすべて山林に囲まれています。
農地については、本申請による道路が整備されることで日照が遮られることは無く、通風にも影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われます。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。
- 議長： 続いてNo.3について、事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請により、農地を資材置き場及び搬入路にするものです。
場所は、鷹巣地内のかんの屋三春工場から南東へ350mのところでは。
- 事務局： (議案説明)
- 議長： 現地調査をした12番渡邊委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委員： 12番 渡邊重吉 委員、現地調査報告
- 委員： 7月1日午前9時00分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地については、北側を雑種地、東側及び南側を公衆用道路、西側を宅地に囲まれています。
周囲に農地は無く、他農地へ及ぼす影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われます。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可
することに決定いたします。

議 長： ここで議長を交代いたします。

議案第 29 号 三春町農用地利用集積計画について

職務代理者： 「議案第 29 号 三春町農用地利用集積計画について」を
議題とします。

なお、本議案は 16 番影山委員に関わる議案となっていま
すので、影山委員は退出願います。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、町長から農業経営基盤強化促進法第 18 条第
1 項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。

事務局： (議案朗読)

職務代理者： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はござ
いませんか。

一 同： 質問、意見等なし。

職務代理者： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、異議なしとすることに異議ありませ
んか。

全 員： 異議なし。

職務代理者： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとす
ることに決定いたします。

議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第 5 回三春町農業
委員会の議事を終了いたします。

9 令和7年度第5回三春町農業委員会を午後3時50分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 影 山 忠 夫

7 番委員 新 田 俊 男

8 番委員 門 馬 稔 治
